

余熱利用施設及び(仮称)本多静六記念市民の森・緑の公園一体整備運営事業

基本協定書(案)に関する質問への回答(第2回)

No	本編	別記 様式	頁	条	1	(1)	項目等	質問内容	回答
1	○		4	12	2		談合等の不正行為に係る損害の賠償	事業予定者が支払う賠償金について施設費(税込)の10分の2に相当する金額は多額となることから本項を削除いただけますでしょうか。	原案のとおりとします。